



平成 30 年 5 月 17 日

各 位

会社名 株式会社東光高岳
代表者名 代表取締役社長 高津 浩明
(コード番号 6617 東証第1部)
問合せ先 総務部長 吉田 晴夫
(TEL : 03-6371-5000)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 17 日開催の定時取締役会において、定款の一部変更を行うことを平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 6 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

株主総会及び取締役会の運営について、当社取締役の構成に応じた柔軟な対応を可能とするため、現行定款第 15 条及び第 23 条を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 30 年 6 月 28 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 30 年 6 月 28 日 (予定)

以 上

【別紙】

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会の議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、取締役<u>会長</u>がこれを招集し、議長となる。但し、<u>取締役会長に欠員又は事故あるときは、取締役社長が、取締役社長に事故あるときは取締役会の決議をもって予め定めた順序により他の取締役が、株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(中略)</p>	<p>(株主総会の招集及び議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。但し、代表取締役が複数あるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により、先順位の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>② <u>招集権者及び議長となる代表取締役に事故ある場合、他に代表取締役があるときは、当該他の代表取締役が、それ以外のときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により、他の取締役が、株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(中略)</p>
<p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会の予め定めた順序により他の取締役が、取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役がこれを招集し、議長となる。但し、代表取締役が複数あるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により、先順位の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>② <u>招集権者及び議長となる代表取締役に事故ある場合、他に代表取締役があるときは、当該他の代表取締役が、それ以外のときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により、他の取締役が、取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④ (現行どおり)</p>

以 上